

令和5年9月

お客さま各位

〔一〕 文化産業信用組合

## 当組合のインボイス制度への対応について

平素より文化産業信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。当組合の適格請求書（インボイス）につきましては、お取引方法により以下の通りとさせていただきますので、お知らせいたします。

### 1. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料

【例 振込手数料、両替手数料、融資関係手数料など】

- 営業店窓口等においてお支払いいただく各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「帳票」を発行いたします。

### 2. 口座振替によりお支払いいただく各種手数料

- 預金口座振替の方法によりお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「通知書」を発行いたします。

「通知書」の発行を希望されるお客さまは、店舗に備え置きもしくはホームページに掲載してあります「通知書発行申込書」に、対象となる「預金種目」「口座番号」「取引対象期間」「発行期間」をご記入いただき、当組合の窓口にご提出ください。

[対象取引]

- ① ぶんしんネットビジネスバンキングの振込手数料（都度振込、総合振込・給与振込を含む）
- ② 定額自動送金手数料
- ③ 小切手・手形帳発行手数料
- ④ ぶんしんビジネスネットバンキング基本利用料（ハードウェアトークン利用料含む）、残高証明書発行手数料、貸金庫保管料等
- ⑤ 継続型残高証明書発行手数料

※ なお、「通知書」に記載されていない手数料につきましては、別途お客さまにインボイスの要件を満たした「帳票」を発行いたしますので、当組合の窓口にお申し付けください。

### 3. A T M及び両替機での手数料

A T M及び両替機の手数料につきましては、原則3万円未満となり、適格請求書（インボイス）の交付義務が免除される「3万円未満の自動販売機・自動サービス機により行われる商品の販売等」に該当しますので、交付いたしません。

※ お客さまにおいて一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

適格請求書（インボイス）対応についてご不明な点がございましたら、当組合までお問い合わせください。

以上